

福島県内大学図書館連絡協議会会則

制定 昭和60年2月28日
改正 平成 2年7月 6日
改正 平成 5年7月 9日
改正 平成 7年7月25日
改正 平成12年7月14日
改正 平成15年7月11日
改正 平成16年8月 6日
改正 平成17年8月 5日
改正 平成18年8月24日
改正 平成27年9月17日

- 第1条 本会は、福島県内大学図書館連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。
- 第2条 協議会は、次の大学図書館及び福島県立図書館並びに福島工業高等専門学校図書館をもって組織する。
- 1 会津大学情報センター
 - 2 会津大学短期大学部附属図書館
 - 3 いわき明星大学図書館
 - 4 奥羽大学図書館
 - 5 郡山女子大学図書館
 - 6 桜の聖母短期大学図書館情報センター
 - 7 昌平図書館（東日本国際大学・いわき短期大学）
 - 8 日本大学工学部図書館
 - 9 福島県立医科大学附属学術情報センター
 - 10 福島学院大学図書館情報センター
 - 11 国立大学法人福島大学附属図書館
- 第3条 協議会は、加盟館相互の緊密な連携と協力により、図書館の施設、管理、運営などについての進歩、改善を図ることによって、地域社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、随時図書館に関する講習会の開催、その他必要と認める事業を行なうものとする。
- 第5条 協議会の総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 開催地については、原則として福島地区、郡山地区、いわき地区、会津地区とし、1か年交代とする。
- 第6条 会務を処理するために、幹事館をおく。
- 2 当分の間、福島大学附属図書館を常任幹事館とする。
 - 3 第5条第2項における開催地区の加盟館の中から、協議によって、年度幹事館を選出し、年度幹事館は当該年度総会その他の事業運営を処理する。
- 第7条 本会の会計監査を行うために、会計監事をおく。
- 2 会計監事は、総会において常任幹事館及び年度幹事館を除く加盟館から1館選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 会計監事は、総会において監査結果を報告する。
- 第8条 協議会の事務局は、常任幹事館内におく。
- 第9条 協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。
会費は年額5,000円とし、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 附 則 この会則は、平成 2年 7月 6日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 5年 7月 9日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成 7年 7月 25日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成12年 7月 14日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成15年 7月 11日から施行する。

- 附 則 この会則は、平成16年 8月 6日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年 8月 5日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成18年 8月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成27年 9月17日から施行する。

(会則第8条についての申し合わせ)

常任幹事館においては、会計処理、記録保存などの総合的会務を処理する事務局機能を担当し、年度幹事館は、常任幹事館との密接な連携の下に、当該年度総会その他の事業実施事務を担当する。